

ノルディック・フィットネスさが 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、ノルディック・フィットネスさがと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を代表宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、佐賀県内にノルディックウォーキングの普及振興を行うことによって、健康増進と会員相互の親睦を図り、合わせて地域づくり、仲間づくりに貢献することを目的とする。

(活動・事業内容)

第4条 本会は、第3条に定める目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) ノルディックウォーキングに関する普及啓発活動事業
- (2) ノルディックウォーキングに関する情報交換を行う事業
- (3) ノルディックウォーキングのイベント等で交流の場を開催する事業
- (4) ノルディックウォーキングのスキルアップの場を開催する事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

(1) ノルディックウォーキングを通して、本会の目的を達成したい個人

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

(1) 会員として入会しようとする者は、本会が別に定める様式により申し込むものとする。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一つに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出した時

(2) 本人が死亡又は本会が解散した時

(3) 除名されたとき

(退会)

第8条 会員は任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至った時は、役員会の議決により、これを除名することができる。

(1) 法令又はこの規約の違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき

第4章 組織と職務

(組織)

第10条 本会は、次の役員を置く

(1) 代表1人、副代表1人、常任役員1人、役員若干名

2 本会は、必要に応じ、顧問を置くことができる。

(選任方法)

第11条 代表、副代表は、役員の間で互選とする。

(職務)

第12条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第13条 役員の間での任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業計画)

第16条 本会の事業計画は代表が作成し、役員会の承認をえる。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第17条 この規約は、役員会に出席した役員の2分の1以上の多数による議決によって変更することができる。

(解散)

第18条 本会は、役員会の議決により解散する。

(細則)

第19条 この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

1. この規則は、本会の設立の日から施行する。(2019年5月1日設立)
2. 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表	松尾 直幸	(常任)
副代表	小川 鮎子	(常任)
役員	松尾 博義	(常任)
顧問	戸袋 勝行	(JNF A監事)

3. 本会の設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず成立の日から2021年4月30日までとする。